

国民年金保険料を免除する 制度があります

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべてのかたが加入する制度ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度が利用できます。

○制度の種類

- ・「全額免除制度」→ 保険料の全額が免除
- ・「4分の1納付制度」→ 保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
- ・「半額免除制度」→ 保険料の2分の1を納付（残り2分の1が免除）
- ・「4分の3納付制度」→ 保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）
- ・「若年者納付猶予制度」→ 保険料の全額を納付猶予（30歳未満のかたに限る）

これらの制度をご利用いただく場合は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

また一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

○保険料の追納

免除や猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内であれば後から保険料を納付することができます。この場合、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

○退職（失業）の特例

免除・納付猶予には、退職（失業）の特例があります。免除申請は、原則として本人・配偶者・世帯主のかたの前年の所得で審査されますが、これらのかたの中で申請する年度または前年度に退職したかたは、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しを添付していただくことで、そのかたの所得審査が不要となります。

免除などの申請は①年金手帳②印鑑を持参して役場住民課で行ってください。

台風が来る前に

消防署

火の用心



羽島郡広域連合
☎388-1195

楽しい夏休みが近づいています。レジャーの準備とともに、皆さんにいただきたいことがあります。それは、台風への備えです。

近年の異常気象により、台風 of 来る時期も早まっているようです。昨年は七月に日本列島に上陸しています。備えに早すぎるといえることはありません。いざという時のために家族で話し合い、次のことを準備して台風に備えましょう。

1. 安全な避難場所、避難方法、家族との連絡方法などについて話し合っておく。
2. 台風接近時は、テレビ、ラジオなどの気象情報に注意する。
3. 非常持ち出し袋を用意し貴重品、救急医薬品、最低三日分の食料品と飲料水、懐中電灯、携帯ラジオなどを入れておく。

4. 家のまわりの危険箇所をチェックし、早めに修理しておく。

このように、台風による被害を最小限にするためには、日ごろからの備えが大切です。すでに準備してある家庭も、もう一度確認してみましょう。

